

二〇一三年五月四日

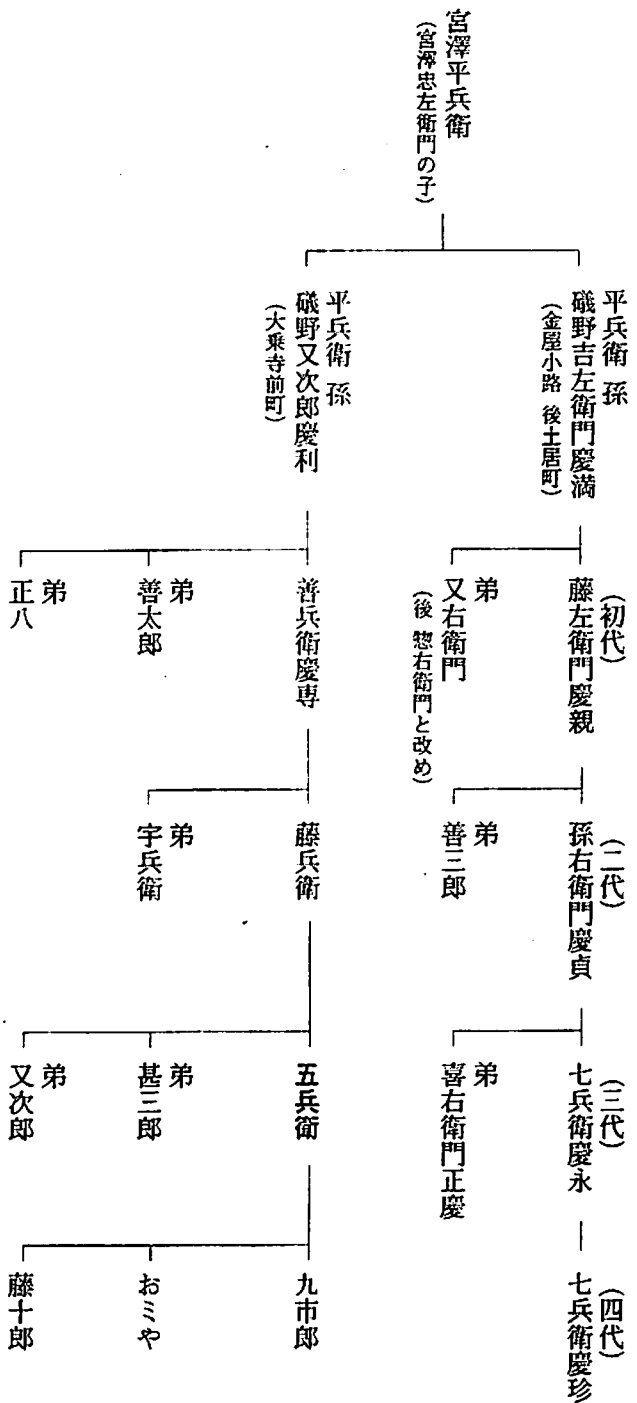
地域史料研究会・福岡 第九回懇話会報告

近世博多の金屋(鋳物師) 磯野五兵衛の年代記

— 金屋仲間と番子をめぐって —

秀村 選三

磯野家系図



*磯野家系図

本家磯野吉左衛門慶満とその子孫、及び分家磯野又次郎慶利、善兵衛慶専・正八・善太郎、藤兵衛・宇兵衛は「磯野本家聖衆位系譜」から掲出した。磯野五兵衛の兄弟及び、子供三人の名前は「博多年代記」から掲出した。子供の生年月日について、九市郎は元禄十二年八月十七日出生とある。おみやは子年生まれ、藤十郎は亥年生まれと十二支のみ記載のため、兄弟の順序は不明である。

(中村順子)

金屋・金屋座と番子

「筑前統風土記」には遠賀郡芦屋里に鑄物師の良工あり、元祖は元朝より帰化した良工で禁中にも作品を献上しており、芦屋の山鹿に居住したので山鹿姓を称し、長政入国の頃まで芦屋にいたが、その後博多或いは姪浜に移り、その中の太田次兵衛はすぐれた良工であったと記している。また、この「博多年代記」の筆者、磯野五兵衛の家は前節に書かれているように近江の出で筑前高祖に來たと伝え、太閤町割の時より博多に居住したもので、島原の乱の時には太田・磯野の両家は黒田忠之の軍勢に従軍して鑄物師として兵器、彈藥の鑄造に尽力し、忠之より厚く賞与されるのを固辞し、後年に願ひ出たときには、その願ひを聞き入れてくれるようにと願って許されたが、そのことは後年に大きな意味をもったのであった。

この博多年代記の五綴のうちの第三綴には、享保十五年（一七三〇）六月公儀（幕府）より博多鑄物師の由緒についてお尋ねがあり、「公儀御尋被為成候事」として太田次兵衛より三通の文書（もつとも明らかに偽文書と思われるが、それなりに権威あるものとされた）を寄付けて差し出したことが見えている。幕府は御蔵真継美濃守安綱に諸国の鑄物師の支配を命じ、各国に惣官鑄物師をおいて新規鑄物師を禁止して營業独占権を認めることにしたが、実際には近世の真継家の支配は近畿・関東・北陸を核とするものの、広く全国に及ぶものではなかった。むしろ後には真継家への編成を拒否した八日市金屋鑄物師や京都三条釜座などもあり、ことに全国的ネットワークをもつて展開した近江国辻村の鑄物師集団があつたといわれている（横田冬彦「鑄物師」、塚田孝編「職人・親方・仲間」）。

近世九州では真継家の支配は、実質的にはほとんどなかったと思われる。前掲の太田家より差出した文書写には太宰府九州惣官地頭職として鑄物師東藤衛門尉藤原康秀・平井大炊助藤原秀光等々が見え、ことに文書を偽造し公然とまかり通らせるに成功した真継久直の名が見えるが、中世から近世への変革期について網野善彦は「支配者層が文書の真贋について驚くべく無神経であつたことは間違いない」と言っている。（網野善彦「日本中世の非農業民と天皇」五三三頁）。

もつとも磯野家の系譜には中世末に磯野吉左衛門が太宰府の住人九州鑄物師の司藤野藤左衛門のもとで鑄物業を修業したと伝えていることは太宰府に鑄物師が居たと思われ、また佐賀藩において支藩小城鍋島家の家臣の鑄物師と大配分の鍋島生三家領の鑄物師とが争つたときも、後者がその根拠に太宰府の鑄物師平井家の許可を得ているとして争つたことがあり（清水雅代「鑄物之司職日出島家と佐賀藩の鑄物業」）、「幕末佐賀科学技術史研究 第六号 2012」）、また太宰府に真継家支配という名目のもとに、この地方の鑄物師支配をした平井家があつたと思われる。また筑後瀬高には平井惣兵衛家があり、羽犬塚にはその本家平井家があつて、双方が柳川藩立花家から代々惣司職を賜つたと報告されている（webサイト「庄福BICサイト」の中の「瀬高上庄の鑄物師 平井惣兵衛」）。

福岡藩では、近世初期はともかくこの年代記の時代の元禄以降には金屋座の成員は博多の九家と甘木の一家のみに限られている（甘木には鑄物師の一家がある（『甘木市史資料 近世編』第五集六八頁。おそらくこの家は近世初期以降いたのであろう）、これら十家はいくまで藩の統制のもとにあつた。年代記では金屋の運上が始まったのは元禄十二年と翌年の元禄十三年を記しているが、おそらくこの年代に藩は金屋座を厳しく統制し、運上の確保を把握して絶対に他の支配を入れることはなかったと思われる）。

博多年代記によれば橋口町柳屋善左衛門により貞享三年（一六八六）に「金屋運上」が始まり、元禄十二年（一六九九）に唐人町角屋六郎左衛門が運上を請け、元禄十三年には金屋座が成立し、鉄・釜・大鋤・相ひこ（筆者は未知、乞御教示）の古金の運上額が定められた。銃の運上請方の十人であり、このうちに甘木の者一人が入っている。その後金屋座十人の内一人は家が倒れ、また他の二人も家業が取続きできなかつたため、運上は他の七人で上納し、その後後者二人の運上は銀高を減少して納め、享保十六年（一七三二）八月には、後年経営が回復すれば前通りに上納することと決めている。享保二十年二月にはおそらく藩としては不足分の補填や釜屋座へ運上金額の増加を促す意味もあつたのであうか、飯塚の古川孫兵衛にも釜屋座を仰せ付けられて、金屋座としては一応承知したものの、あとで

金屋座で協議して願書を出した。年番が病気のため磯野五兵衛が年番方へ提出して、さきに島原の陣における太田・磯野家の功績への賞賛は、後年に至って金屋より願ひ出でた時には聞き届ける旨を藩主忠之が許したことを述べる。ともに、金屋座としては前述の運上の上納不足分と後二人分の上納は金屋座より上納することを申し出て、当職吉田六郎太夫からの達しによって飯塚古川孫兵衛に御免の座は取止めとなり、その旨を記したお手紙を五兵衛に読み聞かせて、さらに金屋座の銘々の者もこの手紙を写し取り、一通充ずつ保管するよう命じたのであった。

さらに延享二年(一七四五)十一月に金屋町の茂平が石火矢・鉄砲の製作を藩に願ひ出たが、金屋座としては、さきに元文二年(一七三七)八月に金屋町与市郎が先祖以来鑄立ての石火矢鉄砲の鑄立てを願ひ出た時に、石火矢・鉄砲の鑄立ては金屋座として何時でもできること、さらに先年の飯塚の孫兵衛の座取止めの事情をも述べて、与市郎の願ひをやめさせて金屋座の特権を守ったのであった。これらの事例によっても金屋座がその特権を守るには如何に深く配慮していたかがわかる。それは特権を守るだけでなく、それに応じる技術を守るためにも当然きびしく心を注ぎ、その伝承に熱心であったと思われる。

また元文五年(一七四〇)に博多町一般に対して新運上決定の御書き出しがあり、博多・福岡両市中の者四千六百人は組合ごとに寄合ひ、町々年寄よりも各運上口々よりもそれぞれに存知寄書を差し上げて、各仲間として、また博多の全町として慎重に協議して兩年行司(その一人は磯野五兵衛)が町役所に減額を願ひ出ることによって新運上額が減少されたのであった。かかる場合に仲間の団結がいかに重要であったことを示している。

次に金屋には仕事の補助をする職人として番子がいいた。番子は「古事類苑」の「楽舞部」には下級の楽人として見えるのみで一般の辞書などには見えず、僅かに「野史呼び名辞典」に「広島・製鉄業で踏躡踏み作業者、踏躡踏み・雑用係り、九州では徒弟、佐渡では鍛冶の雇い」と見え、この博多年代記では金屋に雇われた補助的な職人というようである。また「博多津要録」には刀工の職人としても見えており、広い意味で鉄を扱う職人という言葉であったと思われる。

この番子に金屋座としても、また福岡藩としても他国へ出ることを禁止していた。年月は不明であるが、元禄・享保頃に先年番子が佐賀に行き細工をしたために博多の金屋の技能が佐賀へ移ることを警戒し、町奉行に願ひ出で引き戻した。その後も三人の番子が日田へ商売に行くと言つて往来切手を受けて行ったが、日田で釜細工をしていることが分かり、呼び戻して手錠を打ち町中預かりで、やがて許されたと記している。

さらに元文五年(一五四〇)十二月に磯野五兵衛の番子が磯野より離れて他家へ勤めていたが、その家が続かず、甘木に行き細工をしていたが、彼を金屋番の善左衛門が呼び返して五兵衛方に再び勤めることになったが、この者は甘木に居た時の借金は返却したけれども、他にも借金があったため、五兵衛より数度借金することによって返却し、寛保二年(一七四二)より五兵衛のもとに勤めるようになった。

これまでも番子が他地方へ移ることは金屋の技能が他に移転するのを防止するために旅出は禁止されていたのだが、右のことがあったので寛保二年(一七四七)八月には番子を残らず町役所に呼び出して、他領へ出ることを禁じたのであった。同年十一月にも同様の記事がある。このことは経済的にも、また藩にとっては軍事的な意味もあり、釜屋の特権を重んじたのである。

同様なことは「博多津要録」には大工についても記されている。近世も中期になると前期の城下町建設のごとき大きな仕事がなく、近年生活が苦しくなったので佐賀藩領や日田幕領に移住して仕事をしていたのを大工仲間から福岡に引き戻し、藩としても以後他領へ出ることを禁止したのであった。金屋と同様に大工の技能は福岡としてもその技能が他領へ伝えられることを警戒し、藩としては軍事技術にもかかわることであり禁止したのであった。(なお本項については別の機会に小論を書くつもりである。)

(秀村選三)